

まちなか広場整備事業補助金事業概要

この事業は、地域住民が有効利用できるまちなかの広場を確保するために、自治会等が主体となって空き家等の解体撤去、土地の整備を行う（以下、整備事業という。）場合に、一定の条件を設け、整備に要した経費の一部を予算の範囲内で市が補助金を交付するものです。

なお、空き家の適正管理に関する条例の施行（平成 25 年 1 月）に合わせて、条例に基づき廃屋と認定された空き家を解体撤去する整備事業の場合は、従来から補助率・上限額を大幅に上げています。（補助率：5 分の 4、上限額：200 万円、整備目的が下記 1 と 2 に限る。）

交付対象事業	補助率
次に掲げる目的で行う整備事業	
1. 防災対策の広場 例) 防災倉庫の建設、災害ゴミの一時集積場、延焼防止の空き地等	2 分の 1 (5 分の 4)
2. 高齢者、児童等のための広場 例) ゲートボール場、児童の遊び場等	
3. その他地域住民が有効利用できる広場（対象家屋が廃屋に限る）	

(注意)・事業計画書を提出せず、事前着工したものは対象になりません。

・他の補助事業の適用となるものは対象になりません。

・申請者は自治会となります。個人は対象になりません。

・建築物・土地所有者の同意書または貸借契約書が必要です。

・整備事業に係る土地は、事業完了後 10 年間以上は、その目的のために使用しなければなりません。

【補助金の額】

次に掲げる額のうち最も少ない額を補助基準額とし、補助金の額は、補助基準額に 2 分の 1 を乗じて得た額。（廃屋の場合は 5 分の 4）

(1) 次に定める額の合計額

ア 家屋 1m² 当たりの工事単価（11,000 円）に延べ床面積を乗じて得た額

イ 土地 1m² 当たりの工事単価（1,000 円）に土地面積を乗じて得た額

(2) 250 万円（家屋がない場合は 20 万円）

(3) 実工事費用

【補助対象経費】

建築物の解体撤去及び廃材等の運搬処分にあつては、要する経費、除草、樹木の伐採、運搬処分及び整地に要する経費。建築物のない場合で土地のみ整備を行う場合も対象となります。

【補助金額の具体例】

- <例1> 空き家を解体撤去し、防災対策の広場を整備する場合で、
土地面積 200 m²、家屋の延床面積 140 m²で総額 150 万円かかった場合
土地 200 m² × 1,000 円 = 20 万円 - ①
家屋 140 m² × 11,000 円 = 154 万円 - ② ① + ② = 174 万円
この場合、補助基準額は実支払額の 150 万円となり、
市が補助する額 75 万円 自治会が負担する額 75 万円となります。
- <例2> 例1のケースで、空き家が廃屋と認定されている場合は、
補助率が5分の4となりますので、150 万円 × 4/5 で
市が補助する額 120 万円 自治会が負担する額 30 万円となります。
- <例3> 空き家を解体撤去し、児童の広場を整備する場合で、
土地面積 500 m²、家屋の延床面積 200 m²で総額 280 万円かかった場合
土地 500 m² × 1,000 円 = 50 万円 - ①
家屋 200 m² × 11,000 円 = 220 万円 - ② ① + ② = 270 万円
この場合、補助基準額は 250 万円となり、
市が補助する額 125 万円 自治会が負担する額 155 万円となります。
- <例4> 建築物がなく土地のみを整地し、ゲートボール用の広場を整備する場合で、
土地面積 100 m²で総額 20 万円かかった場合
土地 100 m² × 1,000 円 = 10 万円
この場合、補助基準額は 10 万円となりますので、
市が補助する額 5 万円 自治会が負担する額 15 万円となります。

【手続きの流れ】

原則交付申請の期限はありませんので、事案がございましたら、随時まちづくり課までご相談ください。

問い合わせ先

地域振興部 まちづくり課

電話 0794-63-1000 内線555

※必要な書式はまちづくり課窓口でお渡しさせていただきます。